

聴覚や発話に障がいのある方へ

119

Net119 緊急通報システムを

もしもの時の緊急通報



ご利用ください



事故・災害

怪我・急病



火事



ご利用できる方

Net119緊急通報システムは、聴覚や発話に障がいがあり、音声で緊急通報をすることが困難な方が、携帯電話・スマートフォンを使い、素早く119番に通報することができるシステムです。

「救急?火災?」「自宅? 現在地は?」「具合の様子」などを画面で選択、入力することによって、情報を伝えることができます。(チャット会話)



発話の障がいがある方

聴覚の障がいがある方

費用は無料!

携帯・スマートフォンの通信料が別途必要。

利用者登録が必要!

本サービスは、事前登録制のサービスです。

説明動画はこちら



Net119 緊急通報システム登録説明会の受付を開始します。

【受付期間】 令和2年9月1日(火)～令和2年9月30日(水)

【申請書窓口】 北見市保健福祉部障がい福祉課 〒090-8509 北見市大通西2丁目1番地
置戸町地域福祉センター 〒099-1115 置戸町字置戸246番地3
訓子府町福祉保健課社会福祉係 〒099-1498 訓子府町東町398番地
※郵送でも受付対応しております。

【利用対象者】 北見市・置戸町・訓子府町に在住し、聴覚や発話の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方で、音声通話が困難である方。
(手帳をお持ちでない方でも著しく音声通話が困難な場合は対象)

【登録説明会】 10月31日(土)13時30分 又は 11月1日(日)10時00分
北見地区消防組合消防本部4階 ☎25-1518

FAX 25-8155 ✉: keshobo@city.kitami.hokkaido.jp

【利用開始】 令和2年11月1日(日)

※ 利用の際は、必ず「web119.info」のドメインからメールを受け取れるように設定してください。設定方法について不明な場合は、携帯電話ショップへお問い合わせください。

Net119緊急通報システムの利用案内

本サービスは「事前登録制」のサービスです。
申請書に必要な事項を記入して、窓口にご提出ください。

利用者
登録が
必要！

通報手段
の1つ
です！

よくある質問

Q1 誰が利用できますか？

A 北見市、置戸町、訓子府町に在住している方で、聴覚や発話の障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けており、音声による通報が困難な方が利用できます。手帳をお持ちでない方でも著しく音声通話が困難な場合は利用できます。

Q2 お金はかかりますか？

A 携帯電話・スマートフォンの通信料をご負担ください。
その他の費用はかかりません。

Q3 どんな携帯電話・スマートフォンでも通報可能ですか？

A ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯電話・スマートフォンを利用することができます。また、各社のインターネットサービス（iモード、spモード、EZウェブ、Yahoo!ケータイなど）やメールサービスに加入している必要があります。

Q4 利用を開始するには、どの窓口にご相談するのですか？

A 北見市は、保健福祉部障がい福祉課または消防本部警防課、置戸町は、地域福祉センターまたは置戸支署、訓子府町は、福祉保健課または訓子府支署の窓口で申請用紙を配布しています。詳しくは、窓口でご相談下さい。
また、北見市のホームページ、北見地区消防組合のホームページでも申請用紙はダウンロードできます。

Q5 登録後、携帯電話・スマートフォンの機種を変更した場合は？

A 携帯電話・スマートフォンの機種変更に限らず、事前登録内容に変更が生じた場合は、「変更申請」を必ず行ってください。変更申請を行わないと通報できない場合があります。

●北見消防本部 警防課 ☎25-1518 FAX25-8155

問い合わせ メールアドレス：keshobo@city.kitami.hokkaido.jp

●北見市保健福祉部 障がい福祉課 ☎25-1136 FAX26-6323

メールアドレス：shogaifukushi@city.kitami.lg.jp